電子納品に関する特記仕様書(横浜市道路局)

平成 29 年 4 月

- 1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの 各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電 子成果品とは、横浜市の「土木設計業務共通仕様書、測量業務共通仕様書、地質 調査業務共通仕様書及び電子納品運用手順書(案)[業務編](以下、仕様書等と いう)」に基づいて作成した電子データを指す。
- 2 成果品は、業務着手前に発注者と受託者で「事前協議チェックシート(業務編)」 を用いて双方協議のうえ作成するものとする。仕様書等に基づいて作成した電子 成果品を電子媒体で 2 部(正副各一部ずつ)提出する。仕様書等で特に記載の ない項目については、発注者と受託者で協議のうえ決定する。
- 3 成果品の提出の際には、「横浜市電子納品チェッカー」によるチェックを行い、 エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。